令和2年度特別会計財務書類の検査の結果

1 特別会計財務書類の検査

特別会計に関する法律(平成19年法律第23号。以下「法」という。)第19条第1項の規定に基づき、所管大臣は、毎会計年度、その管理する特別会計について、資産及び負債の状況その他の決算に関する財務情報を開示するための書類を企業会計の慣行を参考として作成し、財務大臣に送付しなければならないこととなっている(以下、この書類を「特別会計財務書類」という。)。そして、同条第2項の規定に基づき、内閣は、特別会計財務書類を会計検査院の検査を経て国会に提出しなければならないこととなっている。

会計検査院は、令和3年11月5日に、内閣から、特別会計に関する法律施行令(平成19年政令第124号。以下「施行令」という。)第35条第2項の規定に基づき、令和2年度特別会計財務書類の送付を受けた。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

会計検査院は、正確性、合規性等の観点から、17 府省庁等が所管する 13 特別会計の令和 2 年度特別会計財務書類が、法、施行令、特別会計の情報開示に関する省令(平成 19 年財務省令第 30 号)、同省令第 1 条の規定に基づき定められた特別会計財務書類の作成基準(平成 20 年財務省告示第 59 号。以下「作成基準」という。)等に従った適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、作成基準において、特別会計財務書類が、歳入歳出決算、国有財産台帳等の計数を基礎として作成されることとなっていることから、これらの資料及びその他の関係資料を確認するなどし (注3) て検査したほか、13 特別会計を所管する 13 府省庁等のうち、12 府省庁等において会計実地検査を行うとともに、残りの1 省については、会計検査院において担当者から説明を徴するなどして検査した。

- (注1) 17 府省庁等 国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務、法務、外務、財務、文部 科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境、防衛各省
- (注2) 13 特別会計 交付税及び譲与税配付金、地震再保険、国債整理基金、外国為替資金、財政投融資、 エネルギー対策、労働保険、年金、食料安定供給、国有林野事業債務管理、特許、自動車安全、 東日本大震災復興各特別会計
- (注3) 13 府省庁等 内閣、内閣府、復興庁、総務、法務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境、防衛各省(令和2年度に東日本大震災復興特別会計の予算が措置されなかったことなどにより、特別会計財務書類を作成しなかった国会、裁判所、会計検査院及び外務省を除く。)

3 検査の結果

検査の結果、特別会計財務書類の計上金額の表示が適切とは認められないものが、17 府省庁等が所管する1特別会計において1事項見受けられた。この1事項の内容を示すと、表のとおりである。

なお、上記の1事項については、法務省において所要の訂正が行われた。

表 特別会計財務書類の計上金額の表示が適切とは認められないもの

特別 会計 名	所管		財務書類の系	斗 目 等		計 上 金 額 (単位:百万円)	適切な計上金額 (単位:百万円)
東本震復	文部科学省、	附属明細書 3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細 (4) 無償所管換等の明細					
			財産の無償所管換等	法務省 一般会計	建物	△ 3,564	(記載なし)
			(受)		工作物	△ 2,486	(記載なし)
			財産の無償所管換等	法務省 一般会計	建物	(記載なし)	△ 3,564
			(渡)		工作物	(記載なし)	△ 2,486
		〈表示が適切とは認められない事項の説明〉 附属明細書の「無償所管換等の明細」の計上に当たり、本特別会計から一般会計へ無償で所管換された建物及び工作物は「財産の無償所管換等(渡)」に計上すべきであるのに、誤ってこれらを「財産の無償所管換等(受)」に計上していたもの(法務省)					